

京都市要援護高齢者在宅生活支援ホームヘルプサービス事業実施要綱

(趣旨等)

第1条 この要綱は、京都市要援護高齢者在宅生活支援ホームヘルプサービス事業により提供されるサービス（以下「在宅生活支援ホームヘルプサービス」という。）の利用に係る手続に関する事項その他この事業の実施に関し必要な事項について定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、本市の区域内に居住する要援護高齢者（第3条第2号に掲げる者をいう。）について、第5条に規定するサービスを提供することにより、高齢者の福祉の増進を図るとともに、高齢者が将来介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態又は同条第2項に規定する要支援状態となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 要介護者等 次に掲げる者をいう。

ア 介護保険法第7条第3項に規定する要介護者

イ 介護保険法第7条第4項に規定する要支援者

(2) 要介護者等相当者 心身の状態が要介護者等と同等の状態であると認められるおおむね60歳以上65歳未満の者で、当該心身の状態が介護保険法第7条第3項に規定する特定疾病によって生じたものでないものをいい、具体的には、介護保険法第27条の規定による要介護認定の手続又は同法第32条の規定による要支援認定の手続の過程において行われる、平成11年9月13日付け老発第597号厚生省老人保健福祉局長通知「介護認定審査会について」の71にいう第一次判定と同様の方法によって判定した結果（以下「第一次判定結果に相当する結果」という。）が要介護又は要支援とされた者で、障害者に関する施策の適用のある者以外の者をいう。

(3) 区役所等所轄課 要援護高齢者の居住地を管轄する区役所又は区役所支所・京北出張所においてこの事業の実施に関する事務を所轄する課をいう。

(4) 基本的生活行為 炊事、衣類等の洗濯、居室等の掃除、日用品の買物その他の通常の日常生活を営むについて必要な行為をいう。

(5) 介護予防 要介護者等になることの予防をいう。

(対象者)

第4条 在宅生活支援ホームヘルプサービスを利用することができる者は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす者（本市の区域内に居住地を有するものに限る。）とする。

(1) おおむね60歳以上65歳未満の者のうち、第一次判定結果に相当する結果が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（以下「省令」という。）第1条第1項第2号から第5号に当たる者（障害者に関する施策の適用のある者を除く。）

(2) 前号に掲げる者のほか、おおむね60歳以上65歳未満の者で、第一次判定結果に相当する結果が省令第1条第1項第1号又は第2条第1項に当たる者（障害者に関する施策の適用のある者を除く。）

(サービスの内容)

第5条 在宅生活支援ホームヘルプサービスの内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) サービスを利用することができる回数及び時間 市長がその者につき必要と認める回数及び時間

(2) サービス提供期間 最初に利用することとなった日の翌日から起算して6月以内

(3) 提供するサービス

ア 当該サービスを利用しようとする者が前条第1号に該当する場合、介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護により供与されるサービスと同等のもの

イ 当該サービスを利用しようとする者が前条第2号に該当する場合、介護予防を目的とする次に掲げるサービス

- (ア) 調理（配膳、食器等の洗浄その他の調理に付随する行為を含む。）及びその指導
- (イ) 衣類、シーツその他これらに類する物の洗濯及び補修並びにそれらの指導
- (ウ) 家屋内の清掃及び物品の整理整頓（当該利用者が通常の日常生活を営むについて必要な範囲に限る。）並びにそれらの指導
- (エ) 買物（当該利用者の通常の日常生活の維持に必要な物に限る。）及びその指導
- (オ) 生活、身上及び介護に関する相談、助言及び指導
- (カ) 病院等、官公署その他の公的機関への連絡
- (キ) その他当該利用者の通常の日常生活に必要と認められる援助、相談、助言及び指導

（利用の申込等）

第6条 在宅生活支援ホームヘルプサービスを利用しようとする者は、区役所等所轄課又は京都市地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）を経て市長に要援護高齢者在宅生活支援ホームヘルプサービス利用申込書（第1号様式。以下「利用申込書」という。）を提出して、在宅生活支援ホームヘルプサービスの利用を申し込むものとする。

- 2 包括支援センターは、利用申込書を受け取ったときは、速やかに当該利用申込書を前項の規定による申込みを行った者（以下「申込者」という。）の居住地を管轄する区役所等所轄課に送付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による利用申込書の提出があったときは、当該サービスの提供に関し必要な限度において、区役所等所轄課長を経て当該区役所所轄課の職員に当該申込者の生活状況、収入状況その他の事項を調査させるものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による利用申込書の提出があったときは、当該サービスの提供に関し必要な限度において、区役所等所轄課長を経て当該申込者の居住地を担当する包括支援センターの職員に当該申込者の生活状況その他の事項を調査させるものとする。
- 5 市長は、前項の規定による調査の結果により、申込者が第4条の規定による要件に該当していると認めるときは、その者につき当該サービスを提供することを要援護高齢者在宅生活支援ホームヘルプサービス提供等決定書（第2号様式。以下「サービス提供等決定書」という。）により決定する。ただし、申込者が正当な理由がなくて前2項の規定による調査を拒んだとき、又は次の各号に掲げる事由のいずれかに該当していると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 申込者又はその者の居宅にいる者が、第11条の規定によるサービス提供者に対し、暴行、脅迫その他これらに類する行為を行うことが明白であるとき。
 - (2) 申請者に当該サービスを提供することが適当でない特別の事情があるとき。
- 6 市長は、在宅生活支援ホームヘルプサービスを提供することを決定したとき、又は提供しないことを決定したときは、その旨を要援護高齢者在宅生活支援ホームヘルプサービス提供等決定通知書（第3号様式。以下「サービス提供決定等通知書」という。）により当該申込者に通知するものとする。

（利用者の負担）

第7条 在宅生活支援ホームヘルプサービスを利用した者（生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けているものを除く。）は、別表に掲げる金額を市長の請求のあった日の翌日から起算して10日以内に、本市に納めなければならない。

（サービス提供の廃止等）

第8条 市長は、在宅生活支援ホームヘルプサービスの利用者が本市の区域を越えて居住地を移したとき、又はその者が要介護者等になったとき、又はその者が死亡したときは、在宅生活支援ホームヘルプサービスの提供を廃止するものとする。

- 2 市長は、在宅生活支援ホームヘルプサービスの利用者が当該サービスの利用を取り止める旨を申し出たときは、当該申出に係る在宅生活支援ホームヘルプサービスの提供を廃止するものとする。
- 3 市長は、在宅生活支援ホームヘルプサービスの利用者が次の各号のいずれかに該当していると認めるときは、当該利用者に係る在宅生活支援ホームヘルプサービスの提供を廃止することができる。
 - (1) 第4条の規定に該当しなくなったこと。

(2) 第6条第3項及び第4項の規定による調査において、虚偽の申告をしていたことが明らかとなったこと。

(3) 第6条第5項に掲げる事由のいずれかに該当していること。

(4) 病院等に6月以上入院することとなったこと。

4 市長は、在宅生活支援ホームヘルプサービスを利用した者が正当な理由がなく前条に規定する利用料を支払わなかったときは、当該サービスの提供を廃止することができる。

5 市長は、在宅生活支援ホームヘルプサービスの提供を廃止するとき、又は提供内容等を変更するときは、サービス提供等決定書により決定し、理由を付してその旨をサービス提供決定等通知書により当該利用者に通知するものとする。

(利用の継続等)

第9条 在宅生活支援ホームヘルプサービスを利用している者は、第6条第6項の規定による市長の通知承諾があった日の属する月の1日から起算して6月を経過した後も引き続き当該サービスの利用を希望するときは、当該期間が終了する日までに利用申込書を区役所等所轄課又は包括支援センターを経て市長に提出して、当該サービスの利用の継続を申し込むものとする。

2 第6条第2項から第6項までの規定は、在宅生活支援ホームヘルプサービスの利用の継続に関する手続について準用する。

3 前条の規定は、前2項の規定により継続が認められた在宅生活支援ホームヘルプサービスの提供の廃止について準用する。

(申込者等の義務)

第10条 申込者は、第6条第3項及び第4項の規定による調査において、虚偽の申告をしてはならない。

2 申込者は、第6条第1項の規定による申込を行った後において、当該申込時の生活状況、身体状況に変化があったとき、その他利用申込書に記載されている事項及び第6条第3項及び第4項の規定による調査において申告したことと異なる状況が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

3 在宅生活支援ホームヘルプサービスを利用する者は、次条の規定に基づき当該サービスを提供する者の指示に従わなければならない。

(サービス提供者)

第11条 本市ヘルパー室職員のうち、訪問介護員の資格を有する等、ホームヘルパー事業を行える者を派遣する。

(補則)

第12条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、所轄部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、京都市民間ミニデイサービス事業助成金交付要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決定の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年6月18日から施行する。

(利用者負担に関する規定の適用)

2 第9条第1項の規定による改正後のすこやかホームヘルプサービス利用者負担については、平成15年7月1日から適用し、平成15年6月30日までの利用者負担については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の京都市高齢者すこやか生活支援事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）第7条第1項により申込みが行われた、すこやかホームヘルプサービス、すこやかショートステイサービス及び要介護者等相当者生活支援ホームヘルプサービスについては、当該申込みにより決定されたサービス提供期間において旧要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(徴収額の軽減の特例)

2 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における第8条第2項の適用については、同項中「指定居宅介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）」とあるのは、「平成26年3月12日厚生労働省告示第67号による改正前の指定居宅介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）」とし、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）」とあるのは、「平成26年3月18日厚生労働省告示第81号による改正前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）」とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第 7 条関係）

利用者区分	利用区分	利用料の単価
第 4 条第 2 号	家事援助	1 , 2 5 9
第 4 条第 1 号	家事援助中心の場合	1 1 8
	身体介護中心の場合	2 0 7
	家事援助及び身体介護がそれぞれ同程度行われる場合	1 6 3

備考 「利用料の単価」とは、利用者が第 4 条第 2 号に該当する場合においては、1 月当たりの利用料の単価をいう。また、利用者が同条第 1 号に該当する場合においては 3 0 分当たりの利用料の単価をいい、3 0 分未満は、3 0 分とみなして取り扱うものとする。